

新規開店した事業者向け

○ 新規開店特例の対象事業者について

当該特例を用いることができる事業者は、以下の事業者となります。

前年の時短要請開始月と同じ月の2日以降に開店した事業者

(例) 時短要請期間が令和3年7月30日から令和3年8月12日までの場合

→令和2年7月2日から令和3年7月29日までの間に新規開店した事業者が対象となる。

○ 1日当たりの売上高の計算方法の特例について

以下により、「1日当たりの売上高」を計算してください。

「1日当たりの売上高」 = 開店日から時短要請前日までの売上高 ÷ 開店日から時短要請前日までの日数

○ 協力金の額（申請額）の計算方法について

協力金の額は、通常と同様に、以下により計算してください。

中小企業・個人事業主の場合（売上高方式）

1日当たりの売上高 × 0.3 × 要請日数

大企業及び希望する中小企業・個人事業主の場合（売上減少方式）

(1日当たりの売上高 - 令和3年対象月の1日当たりの売上高) × 0.4 × 要請日数

○ 特例の適用を受けるために必要な添付書類

本特例の適用を受けたい場合は、申請に必要な証拠書類に加えて以下①②両方の書類を提出してください。

① 確定申告書* 及び売上帳簿等の月次の事業収入を証明できる書類

* 令和3年1月1日以降に開業した場合は不要

② 全部事項証明書、事業開始等申告書、開業・廃業等届出書等の開店日、所在地、代表者、業種等が確認できる書類 (いずれか1つ)

合併、法人成り、事業承継をした事業者向け

○ 法人の合併等をした場合等特例について

合併、法人成り、事業承継をした場合であって、現在の事業者に係る前年度又は前々年度の売上がない場合は、以前に飲食店を営業していた者の売上高を基に、「1日当たりの売上高」を計算してください。

○ 特例の適用を受けるために必要な添付書類

本特例の適用を受けたい場合は、申請に必要な証拠書類と併せて以下①②両方の書類を提出してください。

<個人事業主が事業承継を受けた場合>

申請者の開業届、以前飲食店を営業していた者の廃業届、事業継承したことが分かる書類、以前飲食店を営業していた者の確定申告書及び売上帳簿等の月次の事業収入を証明できる書類

<個人事業主が法人成りした場合>

個人事業主としての廃業届、法人を設立したことが分かる書類
個人事業主としての確定申告書及び売上帳簿等の月次の事業収入を証明できる書類

<法人が合併又は事業承継した場合>

契約書などの合併又は事業承継したことが分かる書類、以前飲食店を営業していた者の確定申告書及び売上帳簿等の月次の事業収入を証明できる書類